

芦別市意見公募手続に関する要綱を次のように定める。

平成 2 1 年 7 月 1 日

芦別市長 林 政 志

## 芦別市意見公募手続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広く市民にまちづくりへの参加の機会を保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすことで、行政手続の透明性の向上を図り、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的として、意見公募手続に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意味)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 まちづくりのうち市民の生活に重要な影響を及ぼすものを形成し、又は決定する過程において、そのまちづくりの案の趣旨、目的、内容等を公表し、市民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、市の意思決定の参考にするとともに、提出された意見等の概要や、それに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 執行機関 市長及び教育委員会をいう。

### (意見等の聴取)

第3条 執行機関は、意見公募手続によって意見等の聴取を実施する。

- 2 執行機関は、意見公募手続のほかアンケート、説明会、懇談会、公聴会等を適宜実施し、市民の意見等を取り入れるよう努めるものとする。

### (対象)

第4条 芦別市まちづくり基本条例（平成20年条例第26号。）第13条第1項に規定する市民の生活に重要な影響を及ぼすもの（以下「意

見公募対象事案」という。)とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 芦別市まちづくり基本条例、総合計画等市の基本的な政策に関する条例及び計画のうち、芦別市審議会等の委員公募に関する要綱(平成21年2月27日制定)の規定により、委員を公募している審議会等において審議の対象となっている条例及び計画とする。ただし、使用料、手数料、市税等財務に関する条例及び計画を除く。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、執行機関において必要があると認める施策、制度等
- 2 前項第1号の規定により意見公募対象事案に該当する条例及び計画を審議し、並びに委員を公募している審議会等の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 情報公開・個人情報保護審査会
  - (2) 総合計画審議会
  - (3) 環境審議会
  - (4) 国民健康保険運営協議会
  - (5) 地域包括支援センター運営協議会
  - (6) 高齢者保健福祉計画等推進協議会
  - (7) 障がい者計画等推進協議会
  - (8) 次世代育成支援対策地域協議会
  - (9) 食育推進会議
  - (10) 廃棄物減量等推進会議
  - (11) 地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定委員会
  - (12) 都市計画審議会
  - (13) 市立芦別病院事業運営委員会
  - (14) 生涯学習推進計画市民検討委員会

- (15) 社会教育委員会議
- (16) 青少年問題協議会
- (17) 図書館協議会

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、執行機関は、意見公募手続を実施しないものとする。

- (1) 緊急を要するものである場合
- (2) 法令改正、字句の整理等に伴う軽微なものである場合

2 前項第1号の規定により、意見公募手続を実施しないときは、執行機関は、第3条第2項に規定する説明会、懇談会、公聴会等を実施し、できる限り市民の意見等の聴取を行うよう努めなければならない。

(案の公表)

第6条 執行機関は、意見公募対象事案について意見公募手続を行おうとするときは、当該意見公募対象事案を公表しなければならない。

2 執行機関は、意見公募対象事案を公表しようとするときは、意見公募手続の実施について次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 意見公募対象事案の名称
- (2) 意見等を提出できる者の範囲
- (3) 意見公募対象事案に関する意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 意見公募対象事案の公表又は閲覧場所

3 執行機関は、第1項の規定による公表の際は、併せて次に掲げる参考資料も公表することとする。この場合において、執行機関は、当該参考資料の作成について、当該意見公募対象事案に対する市民の理解が容易となるように留意しなければならない。

- (1) 意見公募対象事案の趣旨、目的及び策定に至った背景
- (2) その他意見公募対象事案を理解するために必要な参考資料

4 前3項の規定による公表については、執行機関が指定する場所での閲覧、ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第7条 意見公募手続に係る意見等の提出期間は、意見公募対象事案を公表した日から原則として30日以上とする。

2 意見等を提出しようとする市民又は団体は、書面に意見公募対象事案の名称、住所又は所在地、氏名又は団体の名称及び電話番号を明記のうえ、次の方法により提出するものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 執行機関への書面の持参
- (5) その他執行機関が適当と認める方法

(意見等の取扱い)

第8条 執行機関は、前条第2項の規定により提出された意見等を十分考慮し、意見公募対象事案についての意思決定を行うこととする。

2 執行機関は、提出された意見等を集約し、次に掲げる事項を速やかに公表することとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する市の考え方
- (3) 意見公募対象事案の修正を行った場合における当該修正の内容

3 第6条第4項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

4 執行機関は、提出された意見等に芦別市情報公開条例（平成11年

条例第3号)第7条第1項各号に規定する非公開情報が含まれている場合には、その意見等の全部又は一部を公表しないこととする。

(実施結果の公表)

第9条 市長は、意見公募手続を実施した意見公募対象事案について、毎年度1回、前年度における意見公募手続の実施結果を市の公式ホームページ、広報紙等への掲載により公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、意見公募対象事案の名称、公表日、意見等の提出期間、提出のあった意見等の件数、意見等の反映の有無及び問い合わせ先を記載するものとする。

(意見公募手続の特例)

第10条 執行機関は、第4条第2項各号に掲げる審議会等が、第6条から前条までの規定に準じた手続を経て行った報告、答申等に基づき、意見公募対象事案の意思決定をするときは、意見公募手続を実施しないことができる。

2 法令の規定により、意見公募手続が義務づけられている施策等については、この要綱と同等の効果を有すると認められる範囲内に限り、この要綱に規定する意見公募手続を実施したものとみなし、実施されていない意見公募手続のみを実施すれば足りるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。